

文京区補助金等チェックシート

所属 都市計画部地域整備課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区市街地再開発事業等準備組織助成金								
根拠規定等	文京区市街地再開発事業等準備組織助成要綱								
創設年月	平成	2	年	6	月	経過年数 〔自動計算〕	23年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		実施計画事業番号	
	7都市整備費	1都市整備費	3市街地再開発費	1再開発事業適地地区助成		1再開発事業適地地区助成			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	市街地における土地の効率的な利用を図るとともに、環境の整備改善に資するため、第一種市街地再開発事業又は優良再開発事業若しくは地区再開発事業等を推進しようとする事業の初動期における組織に対し、必要な助成を行い、事業の促進を図ることを目的とする。									
補助事業等の内容	事業の初動期において必要とする費用の一部									
補助対象経費の内容	一 良好な運営と活動を確保するために必要な費用の補助 二 事業の準備段階における専門的相談の援助 三 事業の推進に必要な助言その他援助									
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他									
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕									
	一 法の既定に基づく第一種市街地再開発事業の対象要件を備えている地区のうち、施行予定区域の宅地に関する権利者の3分の2以上の参加者を有し、かつ、3ヵ月以上継続して活動していると認められる組織で、法第122条第1項の規定に基づく事業費の補助を受けていない準備組織 二 優良再開発要綱の対象要件を備えている地区のうち、施行予定区域の宅地に関する権利者の3分の2以上の参加者を有し、かつ、3ヵ月以上継続して活動していると認められる組織で、同要綱第3条の規定に基づく事業計画の承認を受けていない準備組織 三 地区再開発要綱の対象要件を備えている地区のうち、施行予定の区域の宅地に関する権利者の3分の2以上の参加者を有し、かつ、3ヵ月以上継続して活動していると認められる組織で、同要綱第6条の規定に基づく事業計画の承認を受けていない準備組織 四 前三号に定めのあるもののほか、区長が特に必要と認めた準備組織									
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 (補助率 補助対象に要する経費の1/2以内) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)									
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他									
	〔その他の場合は具体的に記入〕									
公募の状況	〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕									
	非公募									
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()									
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	1/2	国	都	補助対象者		1/2
			上乗せの内容・理由							

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	市街地環境の改善を実現させるためにも、住民の組織化及び運営に対し区が支援することは、区民の福祉の向上にも寄与するので適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想の計画事業に明記されていないが、No.191「再開発事業助成」の施策に準じている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区としても、「文の京」らしいまちの魅力を高めるため、地域の特性を活かした地域主体のまちづくりを進める必要がある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	住民による安全で災害に強いまちづくりを推進する機会が失われる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要綱第2条に規定された補助対象者であれば、申請できる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認められたものについて決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	事業に要する費用の一部を予算の範囲内で補助しており、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	安全で災害に強いまちづくりを行う気運が高まり、事業の推進の一助となる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	安全で災害に強いまちづくりを行う気運が高まり、事業の推進の一助となる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	安全で災害に強いまちづくりを行う気運が高まり、事業の推進の一助となる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	都市再開発法等、法令等に則って事業は行われている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	実績報告書の内容審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するか確認している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	実績報告書の内容審査を行うなかで、補助金等に係る収支計算に関する事項について補助目的と適合しているか確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数				1
決算(予算)額	0	0	0	50
国庫支出金				0
都支出金				0
その他				0
一般財源	0	0	0	50
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

都市マスタープラン、地区まちづくり基本計画を踏まえ、市街地再開発事業等の準備段階において住民の組織化、団体運営及び調査等に対し、区として助言・援助を行う。